

# 青森県報

第二千七百四十四号

平成十九年  
二月十九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	三
右 同	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同)	三
道路の区域の変更	(道路課)	四
道路の供用の開始	(同)	四
公 告	(同)	五
建設業者の許可の取消し	(五所川原土木事務所)	六
収用委員会	(同)	六
公示による通知	(監理課)	六

## 告 示

## 示

### 青森県告示第百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法人 楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	小規模多機能型居宅介護	岡三沢コラボ ケアセンター	三沢市岡三沢一丁目二四の	平成一九・二・一
社会福祉法人 峰寿会	五所川原市金木町字朝日山三五三の八	訪問介護	栄町コラボ ケアセンター	三沢市栄町三一丁目二二五の	平成一九・二・一
社会福祉法人 峰寿会	五所川原市金木町字朝日山三五三の八	訪問介護	訪問介護ペペ ル	五所川原市金木町字朝日山三五三の八	平成一九・二・一

### 青森県告示第百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
合資会社もつたいない商事	南津軽郡田舎館村大字畑中宇上野一三八	早稲田ケアサポート	弘前市大字早稲田四丁目七の九	平成一九・二・一

青森県告示第百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	介護予防事業者		名称	所在地	指定年月日
	主たる事務所の所在地	介護予防の種類			
財団法人シルバーリハビリテーション協会	八戸市大字河原木字八太郎四〇の四	訪問看護	訪問看護ステーションケアポート	八戸市大字河原木字北沼二の三九	平成一九・一・二五
"	"	"	訪問看護ステーションケアポートしもだ	上北郡おいらせ町向山二六〇八の五	"
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	介護予防小規模多機能型居宅介護	岡三沢コラボケアセンター	三沢市岡三沢一丁目二四の	一九・二・一
"	"	"	栄町コラボケアセンター	三沢市栄町三丁目一二五の	"
社会福祉法人峰寿会	五所川原市金木町字朝日山三五三の八	介護予防訪問介護	訪問介護ベール	五所川原市金木町字朝日山三五三の八	一九・一・二七

青森県告示第百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称		名称	所在地	変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地			
居宅介護事業者	社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	訪問看護	三沢市栄町二丁目一	平成一九・二・一
	"	"	訪問入浴	三沢市栄町二丁目一	
居宅介護事業所	ホームヘルプステーション青空	三沢市大町一丁目四の	訪問看護	三沢市大町一丁目二	平成一九・二・一
	三沢デザインセンター	三沢市大町一丁目六の八	訪問入浴サービスステーション青空	三沢市大町一丁目二	
居宅介護事業所	三沢訪問看護ステーション	三沢市大町一丁目六の八	訪問看護	三沢市栄町二丁目一	平成一九・二・一
	"	"	訪問看護	三沢市栄町二丁目一	

青森県告示第百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
〃	〃	〃	〃	社会福祉法人 人楽晴会	社会福祉法 人楽晴会	名称	介護予防事業者
〃	〃	〃	〃	三沢市大町 二丁目六の 二七	三沢市大町 二丁目六の 二七	主たる事務 所の所在地	
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	事業の種類	介護予防
三沢訪問看護ステーション	三沢訪問看護ステーション	三沢訪問看護ステーション	三沢訪問看護ステーション	三沢訪問看護ステーション	三沢訪問看護ステーション	名称	介護予防事業所
三沢市栄町 三丁目一 五の二	三沢市栄町 三丁目一 五の二	三沢市栄町 三丁目一 五の二	三沢市栄町 三丁目一 五の二	三沢市大町 一五六の八	三沢市大町 一五六の八	所在地	
〃	〃	〃	〃	平成 一九・三・一	平成 一九・三・一	変更 年月日	

青森県告示第百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分		名称	所在地	変更年月日
名称	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所		
主たる事務所の所在地				
名称	居宅介護支援事業所			
所在地				
				変更年月日

変更後	変更前
社会福祉法人 人楽晴会	社会福祉法 人楽晴会
三沢市大町 二丁目六の 二七	三沢市大町 二丁目六の 二七
青森居宅介護 支援事業所	大町居宅介護 支援事業所
三沢市栄町三 丁目二五の 一	三沢市大町二 丁目の一三
平成 一九・三・一	平成

青森県告示第百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	名称	名称	名称	年月日
社会福祉法人 人楽晴会	社会福祉法人 人楽晴会	はるが丘訪問 入浴サービス ステーション	上北郡六戸町 大字犬落瀬 堀切五九の 五四	平成 一九・三・一
三沢市大町二 丁目六の二 七	三沢市大町二 丁目六の二 七	訪問看護ステ ーション青空	三沢市大町二 丁目四の一 三	〃
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	〃

青森県告示第百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

2	1	図面 番号
県 道	県 道	道路 種類
松野木姥泡 線	沖飯詰五所 川原線	路線名
五所川原市大字松野木字松本二七七から 五所川原市大字松野木字松本二五五まで	五所川原市大字川山字森内三七八から 五所川原市大字川山字森内三九の二まで	変 更 の 区 間
中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字水上無番から 中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字水上無番まで		

後	前	後	前	後	前	変更の 前後別
五八・〇〇メートルから	一八・〇〇メートルから	二四・二〇メートルから	二一・〇〇メートルから	二二・四〇メートルから	二一・六〇メートルから	敷地の幅員
二六五・五五メートル	二八六・五〇メートル	八〇・〇〇メートル	一二七・〇〇メートル	一三三・四〇メートル	一三三・四〇メートル	敷地の延長
						備考

社会福祉法人 楽晴会	三沢市大町二 丁目六の二七	名称	主たる事務 所の所在地	介護予防 事業の種類	介護予 防事業所 名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
介護予防 訪問看護	介護予 防訪問入 浴	訪問看護ステ ーション青空	三沢市大町二 丁目四の一三	平成 一九・一・三			

青森県告示第百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年二月十九日

青森県告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年三月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県南清掃株式会社	和田市大字三 本字野崎四〇 の三七〇	名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支 援事業所	居宅介護支 援事業所 名称	所 在 地	休 止 年 月 日
青森県南サポ ート業所	和田市大字三 本字野崎四〇 の三七〇	平成 一九・三・一					

青森県知事 三 村 申 吾

5		4		3			
県道		県道		県道			
八戸野辺地線		田子十和田湖線		岩崎西目屋弘前線			
八戸市大字市川町字菅谷地一二五の一から八戸市大字市川町字下田堺二六の二〇まで		三戸郡田子町大字田子字南川向五〇の一から三戸郡田子町大字田子字馬場一の一まで		中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬ノ上二〇九の一から中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬ノ上八四の一まで		中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字水上無番から中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬ノ上二〇九の一まで	
後	前	後	前	後	前	後	前
七九・〇〇メートルから	七五・〇〇メートルから	七九・〇〇メートルから	三九・〇〇メートルから	四一・三〇メートルから	二六・五〇メートルから	二六・五〇メートルから	七〇・三〇メートルから
一、二五一・〇〇メートル	一、八四七・〇〇メートル	一、二五一・〇〇メートル	五五四・〇〇メートル	三五三・一六メートル	四一七・五〇メートル	四一七・五〇メートル	二、八七七・七〇メートル
一九・三六	"	一九・三六	一九・三六	一九・三六	一九・三六	一九・三六	一九・三六

青森県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年三月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道沖飯詰五所川原線	五所川原市大字川山字千本四四の一から五所川原市大字川山字森内三九の二まで	平成一九・三六
県道田子十和田湖線	三戸郡田子町大字田子字南川向一八の一から三戸郡田子町大字田子字馬場一の一まで	一九・三六

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社工藤由建設
- 二 代表者の氏名 工藤 隆行
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字豊成字田子ノ浦八〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第三八八九号
- 五 取消年月日 平成十九年二月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十九年二月十九日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称 審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者 別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所 青森県土整備部監理課内
- 四 その他

一の書類は、平成十九年三月七日をもって通知があつたものとみなされます。

別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
山崎 勝四	茨城県土浦市西根南二丁目8番7号	住民票記載

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭